

運 営 規 程

指定通所リハビリテーション事業

指定介護予防通所リハビリテーション事業

第1条（事業の目的）

医療法人 社団 三杏会が開設する医療法人 社団 三杏会 仁医会病院（以下事業所という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態、又は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 指定通所リハビリテーション事業は、要介護状態、又は、要支援状態にある高齢者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを提供し、機能の維持回復が図れるよう支援する。
2. 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条（事業所の名称等）

1. 名 称 医療法人 社団 三杏会 仁医会病院
2. 所在地 大分市大字古国府六丁目 2 番 47 号

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 管理者 医師 1 名
管理者は事業所の従事者の管理及び指定通所リハビリテーションの利用申し込みに係わる調整業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
2. 医師 1 名 常勤
診療及びリハビリテーション内容の指示
3. 理学療法士又は作業療法士 1 名以上 常勤
4. 看護職員 1 名以上 常勤
5. 介護職員 3 名以上 常勤換算

理学療法士、看護職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状態及び、その置かれている環境を踏まえて、リハビリテーション計画を作成し計画に従ったサービスを提供する。又、サービス実施状況及び評価を診療記録に記載する。

第5条（営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の休日・お盆休み・年末年始を除く
2. 営業時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時30分
土曜日 8時30分～14時00分

第6条（利用定員）

指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は2単位40人とする。

第7条（指定通所リハビリテーションの内容）

1. ①4時間以上5時間未満、6時間以上7時間未満の指定通所リハビリテーション・指定介護予防リハビリテーション
②居宅と事業所間の送迎
③指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションにおける入浴介助
④指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションにおける特別入浴介助
⑤食事の提供
2. 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従事者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行う。
 - （1）目的
 - ① ADLの低下防止
 - ② QOLの維持向上
 - ③ 寝たきりの防止
 - ④ 社会性の維持・向上
 - ⑤ 精神状態の改善
 - ⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基礎的動作訓練

第8条（利用料その他の費用の額）

1. 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。
2. 法定代理受領サービスに該当しない、次に掲げる額の費用を利用者から受け取ることができる。
 - ① 食材料費 500 円
 - ② オムツ代 100 円

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の実施区域は大分市区域とする。

1. 当該地域以外の地域に居住する利用者に対してのサービスの提供を妨げるものではない。

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

1. 浴場に利用は、従事者の付添いのもとに利用することとする。
2. 設備等の利用に際しては、従事者の指示・許可を得ることとする。

第11条（非常災害・感染対策）—BCP（事業継続計画）に準ずる

1. 介護サービス提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の非難など適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関などとの連携を確認し、災害時には避難の指揮をとるものとする。
2. 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（BCP計画）に基づき、非常災害に備える為、年2回以上の非難、救出その他必要な訓練を行う。

3. 感染症対策の強化についての取り組み

事業所は、感染症の発生及びまん延防止に関するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ることとする。
- 2 感染防止の発生及びまん延防止のための指針（BCP計画）を整備することとする。
- 3 従業員に対し、感染症の発生及びまん延防止のための研修を定期的に実施することとする。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者をおくこととする。

第12条（苦情対応）－利用者からの相談又は苦情等に対応する為の窓口・担当者の設置、円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順などの詳細については、別紙に記載する。

第13条（虐待防止及び身体拘束）－事業所は、虐待防止及び身体拘束防止する為、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止及び身体拘束防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止及び身体拘束防止のためのマニュアルを整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止及び身体拘束防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（各部署管理者及び責任者）を配置すること。

第14条 （ハラスメントの防止の為の取り組み）

- 1 ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発することとする。
- 2 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発することとする。
- 3 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備することとする。
- 4 事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対し配慮のための措置を適正に行うこととする。
- 5 事実関係を確認後、行為者に対する措置を適切に行うこととする。
- 6 再発防止に向けた措置を講ずることとする。
- 7 相談者・行為者当のプライバシーの保護、相談したことを理由に、解雇やその他の不利益扱いをされない旨を定め、周知・啓発することとする。

第15条 (研修)

事業所は指定通所リハビリテーション等にあたる従業者の資質の向上の為、研修の機会を次の通り設けるのとし、又業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用1ヶ月以内
- 2 継続研修1回／年
- 3 勉強会1回／2か月
- 4 研修内容

※人権擁護、虐待防止、身体拘束防止、感染予防対策、認知症介護、介護予防、職業倫理及び法令遵守、入浴介助研修等

第16条 (その他運営に関する重要事項)

1. 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 三杏会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は平成15年4月10日から施行する。

平成18年 4月1日一部改正
平成20年 2月20日一部改正
平成26年 3月1日一部改正
平成27年 4月1日一部改正
平成29年 4月1日一部改正
平成30年 4月1日一部改正
平成30年 8月1日一部改正
令和 2年 6月1日一部改正
令和 2年11月21日一部改正
令和 3年 1月16日一部改正
令和 4年 2月21日一部改正
令和 6年 4月1日一部改正